

阿久根市介護保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 31 日

阿久根市長 西 平 良 将

阿久根市規則第26号

阿久根市介護保険法施行細則の一部を改正する規則

阿久根市介護保険法施行細則（平成12年阿久根市規則第39号）の一部を次のように改正する。

別記第13号様式中「80万円」を「82万6,500円」に、「阿久根市長 殿」を「（宛先）阿久根市長」に改め、「印」を削る。

別記第14号様式（裏面）及び別記第16号様式（裏面）中 「懲役」を
「拘
禁 に改める。
刑」

別記第17号様式中「印」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第13号様式の改正規定（「80万円」を「82万6,500円」に改める部分に限る。）は、令和8年8月1日から施行する。